

令和6年5月10日

外務省  
財務省  
経済産業省

## テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1373号、第1390号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等計544個人・団体に対して資産凍結等の措置を講じてきたが、国際連合安全保障理事会決議第1373号及び閣議了解「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」(令和6年5月10日付)に基づき、テロリスト等2団体に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

### 1. 措置の内容

外務省告示(令和6年5月10日告示)により、資産凍結等の措置の対象から削除されるテロリスト等に対する、外国為替及び外国貿易法に基づく措置を5月10日付で解除する。

### 2. 対象者

別添参照

(注) 今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計542個人・団体となる。

#### 連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-3311 内線 3307

財務省国際局調査課対外取引管理室

TEL 03-3581-4111 内線 6456

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241